

3月の衛研検査情報 ～トピックス～



平成 22 年度 公衆浴場浴槽水の水質実態調査

寒い日のお風呂は格別です。最近では、銭湯の他にスーパー銭湯や健康ランドなど、お風呂を楽しむ公衆の施設(公衆浴場)がみられるようになってきました。

横浜市内にも公衆浴場が複数あることから、横浜市では、公衆浴場の衛生管理状況を把握するため、公衆浴場の浴槽水の水質実態調査を毎年行っています。

今月号では、平成 22 年度の検査結果について解説しています。

主な結果 108 施設の浴槽水について検査したところ、2 施設で大腸菌群、8 施設でレジオネラ属菌による水質基準不適合がみられました。

アレルギー物質を含む食品の検査結果

「食物アレルギー」とは、人が食物を食べたとき、身体が食物に含まれるタンパク質を異物として認識し、自分の身体を防御するために「過敏な反応」をおこすことです。

現在、食品に含まれるアレルギー物質（特定原材料）として、食品衛生法で表示が義務付けられているものは 7 品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）あります。横浜市では、食物アレルギーをもつ人のために作られたものや特定原材料の表示がないものについて、表示どおり特定原材料が含まれていないかを調査しています。

今月号では、平成 23 年 1 月に、保育所の給食や通信販売で買い上げた食品などについて、卵の検査を行ったため、その結果を解説しています。

主な結果 31 検体について検査したところ、いずれも陰性でした。

農作物の残留農薬検査

毎日食卓に上る野菜や果物を育てるときには、一般的に農薬が用いられます。食品に残留する農薬の許容量は、農薬や農作物ごとに厚生労働省によって定められています。横浜市では、市内に流通する農作物等に残留する農薬が厚生労働省の基準を満たしているかを調査しています。

今月号では、平成 23 年 1 月から 2 月に実施した残留農薬の検査結果について解説しています。

主な結果 今回の検査では、残留農薬の基準値を超えるものはありませんでした。

輸入鶏肉中の動物用医薬品検査結果

日頃の食事に、鶏肉を利用される方も多いと思います。鶏を育てるときには、病気の予防や治療のために、動物用の医薬品が使われることがあります。食品として流通する鶏肉については、動物用医薬品の残留量が厚生労働省によって定められています。横浜市では、市内に流通する鶏肉に残留する動物用医薬品が厚生労働省の基準を満たしているかを調査しています。

今月号では、平成 23 年 1 月から 2 月に実施した輸入鶏肉の検査結果について解説しています。

主な結果 今回の検査では、輸入鶏肉から基準値を超える動物用医薬品は検出されませんでした。



詳しくは横浜市衛生研究所ホームページを御覧ください
http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/inspection_inf/



横浜市衛生研究所では、所内で行われた試験検査等の結果に解説を加え、毎月、「検査情報月報」として報告しています。